広報活動委託契約書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 締結日 | 年月日 |  | |
| 甲 | 代表取締役 | | 印 |
| 乙 | 東京都港区赤坂四丁目15番1号  株式会社イニシャル  代表取締役　堀井　優 | | 印 |
|  |  |  |  |

甲と乙は、甲による乙への業務の委託に関して、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

第1条（広報活動委託）

甲は、甲のサービス等の広報活動業務（以下「本件業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。乙は、甲のイメージに配慮し、善良なる管理者の注意義務をもって甲のために本件業務を遂行する。

第2条（本件業務）

本件業務の内容は、次のとおりとする。

(1) ＜別紙＞に定める業務

(2) ＜別紙＞に定める以外に甲乙間で合意した業務

２．本件業務はいずれも甲の判断と決定に基づき遂行されるものとし、詳細についてはその都度甲乙協議に基づき決定するものとする。

３．甲は、乙の本件業務の遂行について、別途合意された事項を除き、一定の結果や成果を請け負うものではなく、メディア等での掲載やその内容、甲のサービス等の認知度や好感度の向上や事業の成功その他の効果を保証するものではないことを確認する。

第3条（対価等）

本件業務に関わる対価および費用負担ならびにその支払方法は、＜別紙＞に定める通りとする。

２．＜別紙＞に定めがない本件業務の対価等は甲乙別途協議により定める。

３．甲は、本契約に基づく対価等の金銭債務の履行を遅延した時は、当該金銭債務に加え、支払期限の翌日から完済日まで、年率14.6％、年365日の日割計算によって算出した遅延損害金を乙に支払う義務を負うとともに、乙は、本件業務を中止することができる。乙はこれにより生じた甲および第三者の損害に対し賠償の責を負わない。

第4条（有効期間）

本契約の有効期間等は＜別紙＞に定める通りとする。

第5条（機密保持）

甲および乙は、本件業務の遂行に当たり知り得た相手方の戦略等の資料、その他相手方及び相手方の関係会社についての業務上の一切の情報（以下「機密情報」といい、情報を開示した当事者を「開示者」、情報を受領した当事者を「受領者」という）を厳に機密として保持し、開示者の事前の書面による承諾なくして他に開示、漏洩もしくは本契約の目的以外で利用してはならない。

２．受領者は、開示者が返還を要求したとき、または本契約が終了したときは、速やかに開示者の指示に従い、機密情報を集録した全ての文書、図面、電磁的記録等の媒体、並びにそれらの複製・複写物、を開示者に返還するものとし、開示者が返還に代えて廃棄を要求した場合は、受領者は責任をもってこれを廃棄するものとする。

第6条（報告義務）

乙は、甲乙合意により取り決めたスケジュールに基づいて本件業務を遂行することを要する。また乙は、本件業務について都度、甲の意見を求め確認するなど、甲の指示に従った広報活動業務を遂行することを要する。

２．乙は、甲の求めに応じて、本件業務についての報告をするものとする。

第7条（権利の帰属）

本件業務において、乙から甲に制作物等の納品物（以下「納品物」という。）がある場合は、甲による当該納品物の検査に合格すること（納品後3営業日以内に甲から乙に検査結果についての通知がない場合も含む）をもって当該納品物の引渡しが完了したものとし、同時に当該納品物の所有権および危険負担は、乙から甲に移転する。

２．納品物の著作権そのほか一切の知的財産権は、第三者に帰属するものを除き、前項に定める引渡し完了時に乙から甲に移転する。

３．甲は、乙から受領した納品物について、甲乙の合意した範囲内において、利用することができる。なお、乙は、著作者人格権を行使しない。

第8条（保証等）

乙は、本件業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守するとともに、甲の社会的信用の保持に十分留意し、これを損なうことのないよう万全の注意を払うものとする。

２．本件業務及び納品物が第三者の著作権その他の権利を侵害し、または侵害する旨を主張された場合は、当該侵害または主張が甲の指示等の関与に起因する場合を除き、乙はその責任により解決を図り、甲に一切損害を及ぼさないものとする。

３．本件業務の遂行結果及び納品物に起因して、甲と第三者との間で紛争が生じた場合は、当該紛争が甲による指示等の関与に起因する場合を除き、乙はその一切の責任を負う。

４．前二項で甲が損害を被った場合、乙は甲の被った損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、乙が甲から受領した契約金額を上限とし、特別損害および逸失利益を含まないものとする。

第9条（通知義務）

甲及び乙は、本件業務を遂行する上で重要な事項があった場合、甲乙間の取引上支障をきたす重要な変更事項が生じた場合、もしくはそのおそれがある場合は、すみやかに相手方に通知しなければならない。

第10条（責任）

本件業務の遂行に伴い事故等により乙又は乙の要員が損害を被った場合は、全て乙の費用と責任で処理解決するものとし、甲は何らの責任も負わない。ただし、当該事故等が甲の責に帰すべき場合は、この限りでない。

第11条（契約条項の変更）

本契約条項の変更は、甲及び乙の記名捺印のある書面によってのみなされるものとする。

第12条（再委託の禁止）

乙は、甲の事前の書面による同意を得た場合を除き、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないものとする。

２．前項の定めにより、乙が甲の事前の書面による同意を得て本件業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、当該第三者と業務委託契約またはこれに類する契約を締結するものとし、乙は当該第三者に本契約の内容を十分認識させるとともに、本契約で定められた遵守するよう第三者を管理監督し、第三者の義務の履行について一切の責任を負うものとする。

３．甲は、乙が本件業務の全部又は一部を乙のグループ会社（親会社である株式会社ベクトルおよびその連結子会社）に再委託する場合があることについて承諾するものとし、本項をもって第1項に定める同意とみなす。

第13条（権利義務の譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約から生ずる権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第14条（本契約の解除）

甲または乙は、相手方が次の各号のひとつに該当するときは、本契約の有効期間中であっても、何ら催告を要せず本契約の一部または全部を解除することができるものとする。

(1) 手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、手形交換所の取引停止処分があったとき。

(2) 公租公課を滞納し督促状に指定された期日までに完納しなかったとき。

(3) 差押、競売、強制執行または滞納処分を受けたとき。

(4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続等の申し立てを自らなし、または申し立てを受けたとき。

(5) 営業を廃止または清算に入ったとき。

(6) 本契約に定める事項に違反し、相当の期間を定めた是正の催告にもかかわらず、当該期間内に是正しないとき。

(7) 相手方の責に帰すべき事由の発生により本契約の履行が継続しがたくなったとき。

(8) 前各号の他その財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(9) その他相手方に対する著しい不信の行為があったとき。

第15条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、現在および将来にわたり自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明および保証する。

（１）暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）である。

（２）実質的に経営権を有する者、主要な出資者または役職員が暴力団等の構成員である。

（３）暴力団等を名乗るなどして相手方の名誉信用を毀損もしくは業務の妨害を行い、または相手方に不当な要求を行う。

（４）自らが行う事業に関し、暴力団等の威力を利用、または暴力団等に対し不当に優先的な取扱いを行う。

（５）暴力団等の威力を利用する目的または暴力団等の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与する。

（６）暴力団等に利用されることを知りながら、不動産を譲渡、交換または貸与する。

（７）暴力団等の行事に利用されることを知りながら、当該行事を行う場所を提供する。

（８）暴力団等の事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負う、あるいは正当な理由なく暴力団等の事務所の用に供されている建築物の増築、改築または修繕を請け負う。

（９）暴力団等の活動を助長し、または暴力団等の運営を資することとなるおそれがあることを知りながら、以下の行為を行う。

①暴力団等または暴力団等の指定する者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与する。

②暴力団等に出資または融資を行う、あるいは暴力団等から出資または融資を受ける。

③暴力団等に事業の全部または一部を委託し、または請け負わせる。

２．甲および乙は、相手方から要求があった場合、本契約の履行が暴力団等の活動を助長し、または暴力団等の運営に資することとなるものでない旨を記載した書面を相手方に対して交付するものとする。

３．甲または乙は、相手方が第１項に定める表明保証義務に違反した場合、または前項に定める書面の交付を拒んだ場合もしくは当該書面の内容に違反した場合には、催告することなしに直ちに本契約を解除し、あわせてこれにより被った損害の賠償を請求することができるものとする。

４．甲および乙は、前項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても、これを一切賠償しない。

第16条（不可抗力による解除）

天災地変、その他、甲乙いずれの責にも帰さない原因によって、本件業務の履行を継続する事が困難になったときは、甲乙協議の上本契約を解約することができるものとする。

第17条（存続条項）

第5条（機密保持）、第7条（権利の帰属）、第8条（保証等）、第13条（権利義務の譲渡の禁止）、第19条（裁判管轄）、第20条（協議）は、本契約が終了した後も、有効に存続するものとする。

第18条（準拠法）

本契約の準拠法は、日本法とする。

第19条（裁判管轄）

本契約から生じる権利義務に関する訴訟についての第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

第20条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき疑義、若しくは紛争が生じたときは、甲乙は信義誠実の原則に従い、協議の上解決する。

＜以下本ページ余白＞

＜別紙＞

|  |  |
| --- | --- |
| 本件業務および  その対価  （2条、3条） | 甲の広報活動に関する以下に列挙する業務：　　　　月額円  (1) 甲の指示等に基づく、甲のサービス等の広報活動支援業務  (2) 甲が指定する報道関係者に対する甲のサービス等の紹介  (3) 前各号に付帯関連する業務 |
| 成功報酬  （３条） | 本件業務の遂行の結果として、甲のサービス等が地上波テレビ局にて放映された場合、甲は追加で報酬を支払う。報酬額については甲乙別途協議の上決定する。 |
| 費用負担  （３条） | 事前に甲が承認したものを除き、費用は乙が負担する。 |
| 報酬および費用の支払方法  （３条） | ・毎月末日締　／　締日翌月末日払い  ・乙指定の銀行口座への振込（手数料は甲負担） |
| 契約期間  （４条） | [year1]]年[month]月[day1]日から[year2]年[month2]月[day2]日まで |
| 契約期間の延長  （4条） | 契約期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙から更新しない旨の意思表示がない限り、本契約は同条件で12ヶ月間延長されるものとし、以降同様とする。 |
| 途中解約  （4条） | 甲および乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約の全部または一部を解約することができる。 |
| 特約事項 | 該当なし |

＜以下本ページ余白＞

[伊藤1]締結日

[伊藤2]締結日に準ずる。６カ月間。